

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（第２回）
議事要旨

日時：令和７年７月４日（金）１７：３０～１９：００

場所：オンライン会議

出席者

＜委員＞

山内委員長、秋元委員、五十川委員、大橋委員、川上委員、小宮山委員、高橋委員、田村委員、爲近委員、原委員、松村委員、四元委員

＜専門委員＞

皆藤委員、外野委員

＜オブザーバー＞

電気事業連合会 安藤副会長、電力広域的運営推進機関 大山理事長、ENEOS Power 株式会社 香月代表取締役社長、一般社団法人日本卸電力取引所 金本理事長、全国電力関連産業労働組合総連合 川の会長代理、電力・ガス取引監視等委員会 新川事務局長、一般社団法人電力需給調整力取引所 福元代表理事、一般社団法人送配電網協議会 山本専務理事

＜経済産業省（事務局）＞

筑紫電力基盤整備課長、小柳電力産業・市場室長

議題

- （１）電力システムに関する制度の検討体制の全体像
- （２）制度設計の個別論点について（検討事項５及び６）

配付資料

資料１	議事次第
資料２	委員等名簿
資料３	電力システムに関する制度の検討体制の全体像
資料４	小売事業者の責任・規律と中長期取引の活性化に向けた市場整備

議事要旨

- (1) 電力システムに関する制度の検討体制の全体像(資料3)
- (2) 制度設計の個別論点について(検討事項5及び6)(資料4)

●委員コメント：

- ・供給力確保義務の履行は妥当。電力の安定供給の観点からもすべての事業者が一定の義務を負うことが妥当。円滑に義務を履行できるよう、中長期取引市場から円滑に商品を調達できるような環境整備も重要。
- ・発電事業者の投資予見性、小売事業者の柔軟性などに考慮した制度設計にしてほしい。既存の制度との関係についても検討し、必要に応じて統廃合も含めて各制度の明確な役割分担が図られることを期待している。

●委員コメント：

- ・量的供給力の確保のイメージ図について、スポット市場が前日市場のみを指しているか、短期的なものも含まれているのか。仮にスポット市場が前日市場のみの場合、イメージ図のような市場になるのか疑問。前日市場に多くの再エネが入ってきている中で、調達はイメージ図から少し変わるのではないかと考える。再エネの場合、当日の天候により売り買いが行われると思う。各小売に適切にヘッジをさせることになると、前日スポット市場で3割というのは割と大きな数字ではないか。
- ・小売への供給力確保義務について、現時点でディスクローズすると適切な運用をしていない小売は淘汰されるが、それをやるのは時期尚早ではないかと思う。需要家に対してどの事業者がどの程度の供給力を確保しているのか分からないため、国が適切に小売に対して管理をしていく仕組みを作るのが肝要だと思う。

●委員コメント：

- ・スポット市場で調達したものを固定費用のような形で販売すると、スポット市場が急騰した際に小売が大きな影響を被ってしまい、場合によっては倒産してしまう。
- ・燃料制約等によってkWはあるがkWhは出せない、というケースも存在するが、容量市場ではペナルティの対象となり得ることや、LNGの長期契約の割合が低くなり燃料をスポットで調達するほど電力価格のスパイクは激しくなることを踏まえれば、LNGの長期契約は社会的に望ましいものである可能性があり、インセンティブを与える仕組みが必要。
- ・スポットで調達が多いと不安定という論点については、激しい料金の変動を国民は望んでいないとすると、そのようなプランは限定的になるはずであり、スポット価格に合わせて料金を変動させるようなビジネスモデルを否定する必要はない。
- ・3年後の調達ということでLNGの長期契約を促すことができるのか、義務の強度によって小売の選択肢を狭める可能性があるが、今回の事務局の提案は比較的抑えられた割合で出て来ていて、小売側にも比較的弊害は少ないのではないかと思う。義務付けをすると小売側のバーゲニングパワーが落ちる可能性があるのも、十分に配慮して3年後の市場を育てるということとセットで出てきているのは意義があると思う。今回の事務局の提案は、義務付けということでネガティブに想定されるが、よく考えられたものだと思う。一部の例外的な事業者について免除するという提案も合理的である。

- ・また、3年前の市場での取引については、ベタっとした供給契約ではなく、3年後の供給を考えるべきではないか。小売にも長期的な供給力確保にも目を向けてほしい、ということであれば、3年後の市場を作るとというのが自然な解だと思う。

●委員コメント：

- ・量的供給力確保について、割合にもよるが厳密な数字を決めて義務付けることはかなりハードなアプローチであると認識している。現在の問題解決のために、厳しい規制が必要となる意識は理解するが、義務付けが最適なアプローチかは疑問である。この前提のもと、以下2点コメントする。
 - ①小売事業者が、供給力確保義務を逃れるために想定需要をゆがめる可能性があることを留意すべき。
 - ②規模に応じて求める確保量を変える必然性はない。一方で、混乱を避けるために猶予期間を設けるなどは考えられる。
- ・中長期市場の活性化について、既存の先渡市場や先物市場の活性化をイメージしていたので、新しい市場を作るという提案はやや意外。新しい市場が既存の市場とどのように関係するかを整理し、最終的にどういう市場を構築するのかを明確にすることが重要。先物市場が今後の電力システムにおいて果たす役割は重要であり、流動性も高まっている。こちらも活性化の議論が必要だと思う。

●委員コメント：

- ・電力システムにおいて、小売事業者が安定的な価格水準で安定的に電力を供給することは重要。量的供給量の確保義務が提示されたことは理解できる。関係者との議論を踏まえ丁寧に検討を進めていただきたい。
- ・中長期取引市場については、今回はコンセプトが提示されたと理解。実効性のある取引市場となるよう制度設計を進めることが必要。
- ・発電事業者が魅力を感じる商品を提供できる制度が求められ、最終的には需要家にとっても分かりやすい制度設計が期待される。
- ・提示された検討事項はそれぞれ関係していることが多い。個別に議論すると、相互の制度設計上に疑義があるのでは。議論の進め方として、それぞれの検討の関係性について整理いただくことは重要。

●委員コメント：

- ・小規模小売事業者に厳しい義務を課すに対応が難しい事業者が出てくるのではないかな。あまり多くの事業者を網にかけることになると、行政の監視コストの観点でも負担が大きくなる。地域に根差した事業者も多いと思うので、一律に義務を課すのは問題と考える。義務を免除する、義務の割合を下げる。共同化を促して交渉能力を増やすというような小規模事業者の負担を軽減していくやり方を是非考えていただきたい。
- ・中長期市場について、先物市場やPPAなど他の市場手段との関係性を整理し、今後の議論で説明していただきたい。

●委員コメント：

- ・小売事業者の量的供給力確保について、基本的な考え方には異論はないが、事業者の受け止めや対応について詳しく知りたい。小売事業者はすでに容量拠出金の支払い義務を負っており、供給力確保義務によってどれだけの負担が追加で存在するのかが気になる。結局需要家の負担増に繋がることもあると思うので、小売の考え方や意見も聞きたい。
- ・量的な確保を自由にできるのは、資本力のある事業者や発電設備をもつ事業者のため、事業者間の力の差が拡大し、新規参入が妨げられてはならない。
- ・取引制度の拡充再整備については、小売事業者が十分な供給力が確保できる取引環境が整っていることが重要と受け止めた。

●委員コメント：

- ・小売事業者における量的供給力の確保について、全ての事業者が安定供給に向けた役割を果たすことが重要であるため、義務化には理解を示す。一方で、事業者には課される負担を考慮する必要がある、供給力の確保に関する義務は実行可能な範囲で設定されるべきだと考える。
- ・確保を求める時期を3年前とするというのは、それ以上前になると見積りが難しくなるので、妥当だと考える。
- ・供給力確保の仕組みが実行されない場合、事業者登録の取消しがあることを明確にすることは、責任ある需給運営につながると認識。
- ・中長期取引市場における検討事項として、特に価格の考え方については、電源投資の予見性の向上、それに向けたファイナンスの観点からも重要だと思う。広く参照可能で適正かつ安定的な価格指標の形成には、電源投資の維持運用を見通したフルコストをベースとした考え方が特に重要であると考え

●委員コメント：

- ・長期契約における小売側と供給側の目線の不一致が全体のシステムを歪めていると考える。小売と供給が目線を合わせるといった社会的メリットがあつての今回の提案だと思う。価格変動が存在する中で、短期的な高騰による影響を避けるために、今回の提案には社会的メリットがあると考え。本来は色々な小売事業者がそれぞれ自分の得意分野で商品を作り、結果として長期契約が一定程度成立するというのが理想。若干提案内容理想と違うが、小売供給確保義務についても理解はできる。
- ・供給義務の適用規模や適用割合などは、小さい小売事業者も含めて丁寧に意見を聞き、落としどころについてよく検討すべき。
- ・中長期市場については、これまで色々な市場を作ってきたが、あまりうまくいっていないものもある。言うは易し、行うは難しだが、これから丁寧に議論していきたい。

●委員コメント：

- ・供給力確保義務の方向性についての提案には基本的に賛同するが、全ての小売事業者に同様の義務の履行を求めるかは議論の余地があると考え。義務履行を求める場合には行政処分とセットにする必

要があり、供給力確保命令、業務改善命令、改善も見られなければ登録取消命令となるが、ここまで行う必要はあるか。取消まで行う合理性や妥当性について疑問がある。一律に義務を課すというのは慎重に考えるべき。

●委員コメント：

- ・電力システム改革の成果として、多様な料金メニューの提供や需要選択肢の拡大が強化されたと評価する。一方で、中長期的な電源戦略や安定供給に必要な大規模な電源投資の確保等に関する意思決定が困難になったのではと考える。事務局案はこうした課題への対応を目指した新たな市場や制度の方向性を示したものと受け止めており、小売事業者に供給力確保を求めることや中長期的な整備を進めることには異論がない。電力需要の高まりや供給状況の不安定性を考慮し、電源投資を促す市場環境の整備が重要であると考えます。
- ・市場設計は透明性を確保し、電源投資の維持運用を見通したコストや価値に基づいた取引が行えるようにすべき。
- ・事業者の規模に応じて供給力確保の内容を変えることについては、今回の検討の趣旨や自由化との兼ね合いから考えると、差をつけない方がいいのではないかと考える。

●委員コメント：

- ・供給力が十分でない状況において、供給責任を確保するためには、一定程度の量を一定期間に目途を立てておくということが、小売事業者が供給力確保を安価に行う上で本来あるべき姿。我が国の市場構造と規制体系ではそれが起こりにくい環境にあるので、それを受けての提案と理解した。
- ・量的な規律を導入するということは、供給力が十分でないという状況を解決する一つの手段。供給力確保にあたっては、小売事業者はもとより発電事業者に十分な電力量を提供してもらうこともセットで重要。
- ・今回の義務付けや規律付けは、将来的に日本特有の状況が変わってくると自然と解消されるべきものだと考えるため、今回の措置は過渡的なものであるという認識を合わせておく必要がある。

●オブザーバーコメント：

- ・監視委では、ベースロード市場の監視を行ってきているが、一年物であっても燃料調達のリスクの織り込み方が難しいなど、色々な課題がある中で解決が図られている。二年商品や事後調整付取引の導入などが行われているが、売り手と買い手の目線が合わず、取引が限定的。
- ・先渡市場は、1年以上前に約定した取引は存在しないと資料に記載されていると認識。先物市場は急速に伸びているが、長期の先物の取引は限定的。売り手、買い手双方にとって簡単なものではない。
- ・小売供給力確保を求めるにあたり、安定供給が重要であることに異論はないが、影響を受ける事業者の声も丁寧に聴くべき。また取引制度の拡充・再整備と車の両輪で議論していくべき。中長期の市場取引や相対取引の活性化の状況を見つつ対応できる段階的なアプローチや経過措置も含めて検討していくべきではないかと考える。

●オブザーバーコメント：

- ・小売供給力確保義務は容量拠出金を支払うことと整理されていたと理解している。燃料確保を図る発電事業者のリスク負担を小売もシェアして供給と価格の安定化を図るものと理解している。このような事務局の考え方の方向性については理解している。
- ・今回の議論は燃料確保と一体で考えるべきだと思う。燃料調達においても、期間・転売条項をどうつけるか、フレキシビリティをどうするかが重要だが、その上で小売の規律について議論することが重要。今回新たに小売に義務を課せられることになるので、コスト負担が増大し、調達手段、ポートフォリオが制限されると思う。十分な時間をとって発電、小売双方の声をしっかり聞いて制度設計することが必要。
- ・一年物の相対契約の交渉や当該年度の需給が固まるのは実需給の1年前であることを考えると、実需給の3年前に5割の供給力を確保するのは現実的には難しい。3年前にkWhを固めてしまうと、調達の自由度に支障。調達の創意工夫の余地をもっと考慮すべき。例えば義務の強度についても3年前は努力義務、1年前は義務にするなど、柔軟な運用と量も含めて検討が必要ではないか。
- ・需要家保護と小売事業者間の競争環境の公平性の観点で、規模によるものではなく、原則一律に義務を負うことが必要ではないか。
- ・中長期取引について、現在相対取引が多くなっていると思う。現状、取引が活性化しているとはいいたいがたい状況にある。ベースロード市場は固定費が含まれるのでスポット市場より割高感がある。新たな市場でこうしたことが起きないように、このような課題の検討が不可欠。発電目線では、相対取引の方が自社の供給力の調整ができるが、市場供出義務の度合いによっては相対取引を制限せざるをえなくなる可能性もある。市場創設にあたっては、既存市場の課題をしっかりと検証するとともに、発電・小売双方によくヒアリングして検討いただきたい。
- ・電源維持運用を見通した取引コストとあるが、限界費用ベースで購入していた事業者からすると割高になる。これらのコストは発電事業者の個性によっても変わってくると思う。小売にとっては想定が難しくなるのできめ細かい整理をお願いしたい。

●オブザーバーコメント：

- ・制度設計の具体化にあたっては、お客様の多様なニーズに応えられるよう、事業者が創意工夫できる環境をしっかりと検討してほしい。市場環境が厳しい局面において、小売の退出が相次ぎ、顧客の意図しない契約解除となるなど、顧客に負担や混乱が生じたということが背景にあると思う。何より顧客保護の観点を考慮し、慎重かつ丁寧に議論すべき。
- ・中長期取引市場のコンセプトについては賛成。実効的なものとなるよう、事業者としても協力していきたい。

●オブザーバーコメント：

- ・先渡市場は海外でも非常に苦戦をしている。以前からマーケットを持っていたところもほぼなくなっている。先物市場は広がっているが、先渡はなかなか生き残れない模様。実物の中長期市場を作る場合、どういう形で可能かをよく検討してほしい。先渡市場では3年後の物を買うと、そのお金が

寝てしまうということになり、買い手にとっては難しい商品になる。先物だとコスト的に寝かせるお金の金額が少なくなる。燃料調達がメインであれば、小売は自分で燃料を調達するのではなく、発電が燃料を調達するインセンティブということだが、現物の売買契約が本当に必要か。先物市場で発電事業者がヘッジして燃料調達に当てるほうがトータルで社会的に安いかもしれない。

- ・地域間値差についてどうするかというのも論点である。地域間値差について3年物市場はない。こういうものも整備しないと、3年の先渡市場はほぼ成立しないのではないか。

●オブザーバーコメント：

- ・電力自由化における小売の役割について、安定供給は国民生活の大前提。安定供給優先への軌道修正と持続可能な電力システムの構築に向けて、多様な電源と必要な供給力が確保される環境整備が急務。安定供給や消費者保護、災害対応といった広域的責任は、全ての小売が果たす必要がある。小売には電力システム改革の一翼を担う存在として、発電との相対契約や、先物・先渡取引の活用などを通じ、可能な限り中長期の取引を進め、電力の安定供給を担う存在となっていくべき。
- ・量的な供給力確保は一定の意義。小売の負担を考慮するあまり十分な効果が見られなくなる懸念がある。安定供給を最優先とした観点から丁寧な検討を行う必要がある。
- ・新しい市場の検討を行う際は、更なる複雑化を招くことがないように、制度の簡素化も含めて検討してほしい。

○事務局コメント：

- ・短期の取引はスポット以外にも時間前市場なども含めて資料を用意している。今後具体的に検討するが、足元はそういうものまで念頭においているもの。現状は、前々日から3カ月以内、3カ月から1年以内の相対取引は現実には限られている。
- ・供給計画は毎年広域でとりまとめて全体の状況についてエネ庁に報告いただいている。
- ・今後の議論においては、関係となる事業者についても検討を進めていきたい。
- ・中長期取引市場について、既存市場との関係整理が必要であり、市場が乱立し分散を招くことが懸念されるため、慎重に検討していく。
- ・3年後の商品設計についても、今後検討していく。
- ・先物や個別のPPAの中長期取引についても言及があり、今回は実物の中長期という前提で議論いただいたが、今後の議論にはそれらを考慮しながら進めていく。
- ・発電事業者から十分な量を供給してもらうことが、流動性確保のために重要であるとの指摘もあった。中長期市場を創設するときの流動性確保に関する個別の論点として、今後さらなる議論をしていく。
- ・現物の先渡しに関する難しさについての指摘もあり、ご指導いただきながら今後の検討に活かしていく。
- ・新たな市場創設に際しては、複雑化を避けるために市場全体の整理を行い、取引の整備をしっかりと考えていく。